北谷町告示第１００号

公示送達書

下記の者の北谷町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成１４年北谷町条例第１９号）第１１条第１項に基づく放置自動車の撤去命令に係る弁明の機会の付与通知は、住所、居所等の不明により送達することができないため、北谷町行政手続条例（平成９年北谷町条例第４号）第２９条の規定により準用する同条例第１５条第３項の規定に基づく公示の方法により通知します。

なお、当該通知書は土木課に保管しておりますので、該当者は来庁の上受領してください。

令和８年１１月９日

北谷町長　渡久地　政志

記

送付を受けるべき者の氏名	山城　大来
弁明書の提出先及び提出期限	北谷町建設経済部土木課道路係 令和８年１２月４日まで
注意事項	上記の弁明通知書を受領しないときは、北谷町行政手続条例第２９条の規定により準用する同条例第１５条第４項の規定により、令和８年１１月２３日に書類の送達があったものとみなされます。